旅費の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 吹田子ども家庭センター | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが３件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 |
| Ａ | 兵庫県明石市 | 令和３年６月23日 | 2,340円 | 令和３年８月12日 |
| 兵庫県明石市 | 令和３年６月24日 | 2,340円 | 令和３年８月12日 |
| 兵庫県明石市 | 令和３年６月25日 | 2,340円 | 令和３年８月12日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 　検出事項について、旅費の概算払を受けたときは精算行為が必要であることを所属職員に周知した。　また、旅費支給事務担当者が精算状況を把握し、精算が行われていない場合は該当職員に対し処理を促すことを徹底することとした。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月９日）